

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
（子ども・子育て支援法の特例）	（子ども・子育て支援法の特例）	（児童手当法の特例）
<p><u>第九条 弁護士職務従事職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二百二十一号）</u>の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p><u>第九条 弁護士職務従事職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二百二十一号）</u>の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p><u>第九条 弁護士職務従事職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）</u>の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>
附 則	附 則	附 則
<p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律」とある。</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法（平成二十四年法律第二百二十一号）」とある</p>	<p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律」とある。</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二百二十一号）」とある</p>	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>（児童手当法の特例）</p> <p>（児童手当法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>

成二十三年法律第百七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

成二十三年法律第百七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

る児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第五十六条</u> 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する第三十八条の規定によりなお從前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条の規定にかかわらず、なお從前の例による。</p>	<p>(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第六十条</u> 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する第四十二条の規定によりなお從前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条の規定にかかわらず、なお從前の例による。</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>(保育)</p> <p>第七条 市町村は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合は、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をして図られるよう適切な配慮をするものとす</p>	<p>(保育)</p> <p>第七条 市町村は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じるに当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</p>	<p>(保育)</p> <p>第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</p>

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二百三十九号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
（目的）	（目的）	（目的）
<p>第一百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三百三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に関し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二百四十九号）による地域子ども</p>	<p>第一百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三百三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に関し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二百四十九号）による地域子ども</p>	<p>第一百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三百三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に関し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二百四十九号）による地域子ども</p>

も・子育て支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第一百九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のもののうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあっては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

(勘定区分)

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定に区分する

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

254 (略)

も・子育て支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第一百九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のもののうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあっては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

(勘定区分)

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定に区分する

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

254 (略)

も・子育て支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第一百九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

254 (略)

5 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金

ロ・ハ (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ 子ども・子育て支援法第六十八条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）

ハ・ニ (略)

ホ 児童手当の業務取扱費

（削除）

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附屬諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ・ニ (略)

ホ 子ども・子育て支援勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関する政府が行う業務の業務取扱費並びに子ども・子育

5 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 子ども・子育て支援法第七十条第一項各号に掲げる者からの拠出金

ロ・ハ (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ 子ども・子育て支援法第六十九条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）

ハ・ニ (略)

ホ 児童手当の業務取扱費

（削除）

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附屬諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ・ニ (略)

ホ 子ども・子育て支援勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関する政府が行う業務の業務取扱費並びに子ども・子育

5 児童手当勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金

ロ・ハ (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ 子ども・子育て支援法第六十九条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）

ハ・ニ (略)

ホ 児童手当の業務取扱費

（削除）

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附屬諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ・ニ (略)

ホ 児童手当勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関する政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第

て支援法第六十九条第一項第一号の事業主から
の拠出金の徴収に係る業務取扱費

口々々 (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るもの）を除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るもの）を除く。）を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百十三条 (略)

2 (略)

3 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支援法第六十五条第三号に掲げる地域子ども・

子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条第二項の規定により国庫が負担するものと

て支援法第七十条第一項第一号の事業主から
の拠出金の徴収に係る業務取扱費
金の徴収に係る業務取扱費

口々々 (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（児童手当勘定に係るもの）を除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るもの）を除く。）を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百十三条 (略)

2 (略)

3 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支

援法第六十六条第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十九条第二項の規定により国庫が負担するものと

二十九条第一項第一号の事業主からの拠出
金の徴収に係る業務取扱費

口々々 (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（児童手当勘定に係るもの）を除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（児童手当勘定に係るもの）を除く。）を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百十三条 (略)

2 (略)

3 児童手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。

援法第六十六条第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十九条第二項の規定により国庫が負担するものと

する。

4 (略)

(他の勘定への繰入れ)

第八百四十二条 (略)

257 (略)

8 子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

(子ども・子育て支援勘定の積立金)

第一百八十八条 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

する。

4 (略)

(他の勘定への繰入れ)

第八百四十二条 (略)

257 (略)

8 子ども・子育て支援法第七十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

(子ども・子育て支援勘定の積立金)

第一百八十八条 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

4 (略)

(他の勘定への繰入れ)

第八百四十二条 (略)

257 (略)

8 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

(児童手当勘定の積立金)

第一百八十八条 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合は、当該剩余金のうち、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第一百九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「おいて、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第一百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 每会計年度一般会計から子ども・子育て

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第一百九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「おいて、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第一百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 每会計年度一般会計から子ども・子育て

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第一百九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「おいて、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第一百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 每会計年度一般会計から児童手当勘定に

支援勘定に繰り入れた金額（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対し三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

四〇六 （略）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第一百二十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るもの）を添付しなければならない。

（一時借入金の借換え等）

第一百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は子ども・子育て支援勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2・3 （略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・子育て支援勘定においては、当該各勘定の積

支援勘定に繰り入れた金額（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対し三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

四〇六 （略）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第一百二十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（児童手当勘定に係るもの）を添付しなければならない。

（一時借入金の借換え等）

第一百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は子ども・子育て支援勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2・3 （略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・子育て支援勘定においては、当該各勘定の積

繰り入れた金額が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

四〇六 （略）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第一百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は児童手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

（一時借入金の借換え等）

第一百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は児童手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2・3 （略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は児童手当勘定においては、当該各勘定の積立金に属す

立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用する」ことができる。

附 則

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二「子ども・子育て支援法及び就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第二号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の經理は、年金特別会計において行うものとする。」の場合における第一百八条第三項、第一百四条第八項、第一百八条第一項及び第三項並びに第一百二十条第二項の規定の適用については、第一百八条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当(子ども・子育て支援法及び就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第二号)以下「子ども・子育て整備法」という。)第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第四十条の規定に

立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用する」ことができる。

附 則

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第二号)第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の經理は、年金特別会計において行うものとする。」の場合における第一百八条第三項、第一百四条第八項、第一百八条第一項及び第三項並びに第一百二十条第二項の規定の適用については、第一百八条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当(子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第二号)以下「子ども・子育て整備法」という。)第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第四十条の規定に

る現金をそれぞれ繰り替えて使用する」ことができる。

附 則

号。以下「子ども・子育て整備法」という。) 第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(以下「整備法改正前児童手当法」という。)による児童手当を含む。)及び「と、第一百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定により

よる改正前の児童手当法(以下「整備法改正前児童手当法」という。)による児童手当を含む。)及び「と、第一百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定により

なお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、
第一百四十八条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百八十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第一百二十一条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。
(年金特別会計における子ども手当に関する経理)
(第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政
府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十
一条第五項及び第六項、第一百十三条第三項、
第一百十四条第八項、第一百十八条第一項及び第

あるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例による」ととされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第二百三十一条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項がら第三項まで及び第五項」とする。

十七条の規定によりなお從前の例による」とされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

(年金特典付与と並んで、年金支給額を増加させる
経理)

(年金特別会計における子ども手当に関する
経理)

(年金特別会計における子供の手当に関する
経理)

(年金特別会計における子ども手当に関する
経理)

三項並びに第三百三十条第一項の規定の適用については、第二百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十一年法律第十九号)以下「平成二十一年度子ども手当支給法」という。」による子ども手当」と、第二百十一條第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。)第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一項の規定によりなおその効

三項並びに第百二十条第一項の規定の適用について、地域子ども・子育て支援事業とあるのは、「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律」(平成二十一年法律第十九号)以下、「平成二十一年度子ども手当支給法」という。)による子ども手当と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下、「平成二十四年改正前児童手当法」という。)第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効

第一百二十二条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号。以下「平成二十一年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「児童手当勘定」とあるのは「子どもとのための金銭の給付勘定」と、第百十一条第五項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもとのための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第一号）」附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」）という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号二中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第六項第一号本中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭

力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の「徴収」と、百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは、「執行に要する費用並びに平成二十一年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に關する事務の執行に要する費用」と、百十四条第八項中「徴収」とあるのは、「徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の「徴収」と、百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは、「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、百二十一条第二項第二号中「第五項」とあるのは、「第五項並

力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の「徴収」と、百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは、「執行に要する費用並びに平成二十一年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に關する事務の執行に要する費用」と、百十四条第八項中「徴収」とあるのは、「徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の「徴収」と、百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは、「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、百二十一条第二項第二号中「第五項」とあるのは、「第五項並

の給付勘定」と、同項第一号イ中「徴収」とあるのは、「徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の「徴収」と、百十三条第三項中「児童手当勘定」とあるのは、「子ども手当の金額の給付勘定」と、百十四条第八項中「児童手当勘定」とあるのは、「子ども手当に關する事務の執行に要する費用」と、百十四条第八項中「徴収」とあるのは、「徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当の支給に要する費用」と、「執行に要する費用」とあるのは、「執行に要する費用並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用」とあるのは、「徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の「徴収」と、百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは、「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、百二十一条第二項第二号中「第五項」とあるのは、「第五項並

びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により、適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項」とする。

びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項」とする。

十一条第一項第一号の事業主からの拠出金の徵収」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百八十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第二項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百一十九条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第五项第一項第三号中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「二年以内度子ども手当支給法第十七条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一項

第三十一条の四 平成二十三年度における子ど

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第一百八条、第一百十一条第五項及び第六項、第一百十三条第三項、第一百十四条第八項、第一百十八条第一項及び第三項並びに第一百二十条第一項の規定の適用については、第一百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）による子ども手当」と、第一百五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定

第三十一条の四 平成二十三年度における子ど

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十二条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定

法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第一百二十二条並びに第二百二十三条第一項及び第四項中「児童手当額定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。)第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子どもの支給に要する費用(平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十

により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。)第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子どもの支給に要する費用(平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十

一)とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子どもの支給に要する費用(平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十

四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。」及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第一百四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第一百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平

四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。」及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第一百四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第一百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平

中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第一百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平

成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

「」と「同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とも手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、百十九条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と百二十条第一項第三号中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第二項」と、百二十一條並びに百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の

給付勘定「とす
る。」

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)	(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)	(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)
第百三十三条 (略)	第百三十三条 (略)	第百三十三条 (略)
2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼稚園運営認定ことのも園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便宜を利用して、国民投票運動をすることができない。	2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第二号）に規定する総合こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便宜を利用して、国民投票運動をすることができない。	2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便宜を利用して、国民投票運動をすることができない。